

学校経営のポイント

## 注目される“大阪府教育基本条例案”のゆくえ

若井 彌一

「地方政治の激流化」、別の見方をすれば「地方政治の独自化」とでも表現すべき動きが話題となり、国民の関心を集める例が続いている。大阪府議会に提出された「大阪府教育基本条例案」（平成 23 年 9 月 21 日）も、その 1 つである。この例については、すでに『朝日新聞』でも「教育維新か暴挙か」「政治関与問う大阪府条例案」という見出しで報じられたところである（10 月 2 日付け朝刊）。

### “教育基本条例案”の意図するもの

提出された「大阪府教育基本条例案」によれば、その「前文」（約 930 字、句読点を含む）は、次のような書き出しで始まっている。

「大阪府における教育行政は、選挙を通じて民意を代表する議会及び首長と、教育委員会及び同委員会の管理下に置かれる学校組織（学校教職員を含む）が法令に従ってともに役割を担い、協力し、補完し合うことによって初めて理想的に実現されるものである。教育行政からあまりに政治が遠ざけられ、教育に民意が十分に反映されてこなかった結果生じた不均衡な役割分担を改善し、政治が適切に教育行政における役割を果たし、民の力が確実に教育行政に及ばなければならない。（後略）」

一読すればわかるように、基本条例案の前文は、民意を代表しているはずの議会と首長を一体的にとらえ、他方、大阪府教育委員会とその管理下にある学校組織（学校教職員を含む）を一括してとらえ、これら前者と後者が法令に従って、ともに役割を担い、協力し、補完し合うことにより、「大阪府における教育行政」は、その果たすべき任務を十全に遂行または全うできるとの観点から、府の教育行政改革の必要性を訴えている。

前文としては、異例の告発的な文章表現を用いて

いるが、府の教育行政改革の必要性を府民に強く印象づけるための工夫であろう。

### 国の法令との整合性の程度が論点

さて、基本条例案の第 1 条では、「この条例は、教育基本法（中略）、学校教育法（中略）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（中略）その他国の法令が定める教育目標を大阪府（中略）において十分に達成するべく、これらの法令を補完することを目的とする」として、これら 3 法等を補完するという本条例の位置づけ（法令の補完的役割）を明確にしている。

このように上位法令の補完的位置づけを強調するのは、むしろ、地方公共団体の条例について、憲法では「法律の範囲内で（中略）制定することができる」（第 94 条）と規定し、また地方自治法でも「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて（中略）制定することができる」（第 14 条 1 項）と、より限定的に規定していることを考慮してのことであろう（傍点は筆者）。

ただ、このように上位法との整合性または適合性を強調してはいるものの、逐条的に見ていくと、国の法令の補完的役割というよりも、逸脱的性格が強い条例案ではないかという疑問を抱く人々も少なからずおられよう。

たとえば、第 14 条 1 項では、「校長及び副校長の任用」について、「任期又は在職期間を定めて行う。ただし、再任を妨げない」と定めているが、果たして、教育基本法第 9 条 2 項の規定の趣旨との整合性はどうか。大胆な改革提案であるだけに、上位法との整合性・適合性の検討も慎重に行うことが必要である。今後の動き（ゆくえ）に注目したい。

（わかい・やいち = 上越教育大学長）

●最新刊 好評発売中！ 118 のテーマごと見開き頁でポイント整理 判断に迷ったときの手引に！

## 『コンパクト 教育法規ハンドブック』

菱村 幸彦（国立教育政策研究所名誉所員）【編】

A5判 270 頁 / 定価 2520 円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24 時間受付・即日発送）